
平成20年第2回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成20年6月18日(水)

1. 議事日程第4号

平成20年6月18日(水) 午前10時開議

- 第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 第2 討論
 - 第3 採決
 - 第4 議員派遣について
 - 第5 委員会の継続審査の付託について
 - 第6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 日程第2 討論
 - 日程第3 採決
 - 日程第4 議員派遣について
 - 日程第5 委員会の継続審査の付託について
 - 日程第6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

出席議員(16名)

1 番	尾方 嗣 男	2 番	工藤 重 信
3 番	河野 博文	4 番	菅原 一
5 番	佐藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松本 義 臣	8 番	清藤 一 憲
9 番	江藤 徳 美	10 番	宿利 俊 行

11番	秦	時雄	12番	高田	修治
13番	藤本	勝美	14番	日隈	久美男
15番	後藤	勲	16番	片山	博雅

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	芝原	哲夫	議事係長	穴井	陸明
------	----	----	------	----	----

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林	公明	副町長	日隈	紀生
教育長	西野	重正	総務課長兼自治振興室長	坪井	万里
企画財政課長	中川	英則	税務課長	梶原	政純
福祉保健課長	日隈	桂子	住民課長	河島	広太郎
建設課長兼公園整備室長	合原	正則	農林課長兼農業委員会事務局長	麻生	長三郎
商工観光課長	松山	照夫	水道課長	佐藤	健一
会計管理者兼会計課長	大蔵	喜久男	人権同和啓発センター所長	吉野	多紀江
学校教育課長	宿利	博実	社会教育課長兼中央公民館長	小川	敬文
社会教育課参事	森	高三	わらべの館館長	帆足	一大
行政係長	村木	賢二			

午前10時00分開議

○議長（片山博雅君） おはようございます。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（片山博雅君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

す。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長清藤一憲君。

○総務常任委員長（清藤一憲君） おはようございます。

総務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会報告

平成20年第2回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案4件について、6月13日に審査した結果を報告します。

1 議案第41号 玖珠町監査委員条例の一部改正について

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、監査委員が審査する事項に健全化判断比率等を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

この法律は、「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とし、地方公共団体の長は、健全化判断比率等の書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて健全化判断比率等を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。」というものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第42号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

この改正は、後期高齢者医療制度の施行に伴う平成20年度からの国民健康保険税の賦課基準の変更であり、従来、国民健康保険税、介護納付金課税額の合算額であったものを、改正後は、後期高齢者医療制度分を明確に区分し、国民健康保険税の課税額、後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の合算額とするものであります。

課税限度額は、医療分が56万円から47万円に減額されますが、後期高齢者医療分12万円、介護納付金9万円となり、合算額で65万円から68万円に増額となります。また、世帯別平等割では、単身世帯に半額平等割が適用されます。なお、現行税率には変更はなく、国民健康保険にかかる分と後期高齢者医療保険にかかる分を分割して課税するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第43号 玖珠町手数料条例の一部改正について

本案は、戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行並びに優良宅地等の認定に関する事務が大分県より権限移譲されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

内容は、別表1（第2条関係）交付手数料の項区分の欄中の条項等の変更並びに、「文書又は図画等

の写しの交付」を「文書又は図画等の写しの交付（A3サイズまで）」に改め、「30円」を「10円」に改める等であります。また、別表2（第2条関係）（3）、優良宅地造成認定申請手数料の根拠法令の欄中の条項の変更及び手数料額の改正で、（4）についても条項の変更、同表（5）は削除するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第47号 平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,547万1,000円を追加し、予算の総額を75億7,647万1,000円にするものであります。補正の主な項目として

歳出の項目では、

- ① 総務費企画調整費の貸付金5,500万円は、「ふるさと融資事業」として九州南部化成株式会社に貸し付けをするものであり、起債により充当するものであります。
- ② 農林水産業費畜産業費の負担金補助及び交付金、酪農家支援対策事業補助金500万円は、畜産飼料等高騰に伴う支援対策であります。
- ③ 土木費土木総務費備品購入費10万5,000円は、道路アスファルト舗装の簡易修理用てんあつ機の購入費用であります。町道の穴ぼこが最近多くなり、交通事故等懸念されます。市販の補修資材等を利用して舗装補修が出来れば維持管理に大きく役立つでしょう。期待しています。
- ④ 教育費の教育相談センター費200万3,000円は、わかくさの広場を利用して、問題を抱える子ども等の自立支援事業であります。小学校振興費負担金補助及び交付金70万円、中学校振興費負担金補助及び交付金35万円は、豊かな体験活動推進事業で県委託事業であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案4件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 議案第41号の中にあります、健全化判断化比率等の書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて健全化判断比率等を議会に報告しとあります。議会は、年4回定例会あつてますよね。報告の方は、その都度4回されるわけですか。

○総務常任委員長（清藤一憲君） そこまではしてません。報告があつた時点でまたそれは考えると思いますけど、議会でするのか、即これについては話をしてません。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） そのへんどっちかですね、年1回するのか、定例会4回で、そのつど定期的に監査されてるので報告されていくのか、委員会の方でまた相談してもらいたいと思います。

あともう1点は、47号、議案第47号の中で、土木費の機械購入費10万5,000円、アスファルトの穴ぼこの補修等ございますが、これはどの程度の補修を町の方でやっていくのか。基準があるのか、

それとか、穴ぼこあったら、大体、町に言ったら全部してくれるのか。そのへんの話は出ましたか。

○総務常任委員長（清藤一憲君） それはしてません。

○議 長（片山博雅君） 委員長、挙手をして。

○総務常任委員長（清藤一憲君） その程度、どの程度するかということまでは話はしてません。穴ぼこに関しては、経費節減のために町で機械を買って、出来る限りのことは町ですというような感じでお受けはしています。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） そのへんもですね、やはり町道の中で、穴がほげたぐらいの状態というか、いろいろ出てくると思うんですよね。業者に頼まなならんことはあるかもしれませんが、ほんなら、穴がちょこつとでもあったら、言ってきたら全部町がしてくれるのか、いろいろあると思うんで、そのへんは、町の方の判断で考えていただきたいなと思います。

○議 長（片山博雅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（清藤一憲君） 最終判断は建設課の方で、町の方でやっぱり多分すると思います。どのくらいの穴であるかというのは、僕らの判断ではできませんし、現場の方が見て、業者に頼むか町であるかは判断すると思います。

○議 長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長江藤徳美君。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） 皆さんおはようございます。委員会報告をいたします。

産業建設常任委員会報告

平成20年第2回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案1件、陳情1件について、6月13日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第46号 土地の取得について

本案は、玖珠町総合運動公園の用地として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

土地の所在地は、玖珠町大字山田字豆田65番地1ほか3筆、取得面積は2,554.19㎡、取得価格は2,093万5,871円であります。

委員より、交渉の状況についての質問が出され、執行部より「本議会までに60.7%が買収済みとなり、残り15件について交渉に入る。」との説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 陳情第3号 坂口線道路の町道編入について

本陳情は、坂口線道路の町道編入について、大字岩室坂口自治委員穴井清敏氏ほか22名より提出されたもので、生活道路及び産業道路として重要であり、全長1,230mのうち一部を除き、町道認定の基準である幅員4mも地区住民により確保しております。

審査にあたり現地調査を行い、現地において執行部より説明を受け、幅員等の確認をいたしました。反対意見として、幅員が4mに満たない部分の確保が難しいのではないかと意見がありました。審査の結果、本陳情は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案1件、陳情1件について審査結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 陳情第3号、坂口線道路町道編入についてお聞きいたします。

全長1,230mのうち、一部を除きこの一部が幅員4mに満たないとのことですが、この部分が4mに満たない部分がどのくらいの長さにならなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） 起点より住宅地が密集している地点で30mほどあります。

○議長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 今後も確保が難しいと思われませんか。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） 基本的に地区住民で願意のとおり確保しておりますが、起点部分は、先ほど申しましたように、住宅地が両側に建っているということで、現時点で、住民の方で工法的にもするというのは難しいので、そのへんは、町での認定の基準のときに、どういう方向で持っていくかというのは、建設課等でもう一度そのへんを話し合おうと思っております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長 秦 時雄君。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） 皆さんおはようございます。

文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成20年第2回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案3件について、6月13日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第44号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、久恵自治公民館の新築に伴い、関係条例の整備をするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第45号 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について

本案は、久恵自治公民館の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第48号 平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,575万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,724万3,000円とするものであります。

主な補正は、歳出において一定の障害を有する方（65歳～74歳）が、後期高齢者医療制度へと移行したことによる減額と、これらの方々の高額医療費共同事業拠出金の減額調整など制度移行に伴うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案3件について、審査結果の報告を終わります。

○議 長（片山博雅君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長（片山博雅君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第41号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第42号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第43号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第44号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第45号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第46号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第47号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第48号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）

以上で討論を終わります。

日程第3 採決

- 議 長（片山博雅君） 日程第3、これより採決を行います。
議案第41号から議案第44号までの4議案は、条例の一部改正についてであります。
別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

議案第41号から議案第44号までの4議案については、委員長報告は原案のとおり可決であります。
委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員。着席ください。

よって、議案第41号から**議案第44号までの4議案は**、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号は、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

議案第45号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号は、土地の取得についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

議案第46号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(片山博雅君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号は、平成20年度玖珠町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

議案第47号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号は、平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

議案第48号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、意見を求めます。

お諮りします。

人権擁護委員候補者に、石井 昇君を適任とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、石井 昇君を適任とすることに決定しました。

次に、常任委員会の審査の付託を行いました陳情1件について、採決を行います。

陳情第3号、坂口線道路の町道編入についての陳情であります。

委員長報告は採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第4 議員派遣について

○議長（片山博雅君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

今定例会より9月定例会まで、別紙議員派遣について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（片山博雅君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布してあります申出書のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託することに決しました。

次に、高校再編問題特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託することに決しました。

日程第6 議員発議

意見書（案）の提出について

○議長（片山博雅君） 日程第6、議員発議を議題とします。

意見書（案）1件が提出されています。

これを直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

発議第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 9番江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君）

発議第3号

平成20年6月18日

玖珠町議会

議長 片山博雅 殿

提出者	玖珠町議会議員	江藤徳美
賛成者	々	河野博文
	々	高田修治
	々	尾方嗣男

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設

4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月18日

大分県玖珠町議会

議長 片山博雅

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 福田康夫 殿

外務大臣 高村正彦 殿

農林水産大臣 若林正俊 殿

経済産業大臣 甘利明 殿

環境大臣 鴨下一郎 殿

○議長（片山博雅君） ただ今提出者から説明がありましたが、これに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本意見書の提出に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、本意見書（案）は可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林公明君） 皆さんおはようございます。平成20年第2回の玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、去る6月の9日から本日までの10日間、専決処分の承認案件7件、条例の一部改正案件4件、指定管理者の指定案件1件、土地の取得案件1件、平成20年度の補正予算案件の2件の計15議案と、諮問案件1件及び報告案件2件を上程させていただいたところでございます。議員各位には、それぞれの議案につきまして、終始活発なご議論と慎重なご審議を賜り、いずれの案件もご承認

をいただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。

本会議をはじめ各常任委員会などの審議や審査・協議の過程におきましての真摯なご議論と、多くのご意見等を賜ったところでございます。

さて、政府の経済財政諮問会議が、月内に、6月中にまとめる重要政策の指針であります経済財政諮問会議の答申、骨太の方針と言われておりますけれども、この骨太の方針2008の素案の全容が明らかになってきたところであります。福田首相が方針を示しております道路特定財源の一般財源化に伴いまして、ガソリンに係る揮発油税については、環境問題への国際的な取り組み等を踏まえて検討するというようになっておりまして、環境税への衣替えを軸に検討されるのではないかというふうに思っております。

素案では、地球温暖化対策として、地球環境と共生する低炭素社会、この低炭素社会づくりを国内外で加速するといったしまして、行動計画を2008年度中に策定することを盛り込み、環境への取組を強調をすることで、環境税への移行を考えてるようにも見受けられるところであります。

素案は17日の諮問会議に大田経済財政担当相が提出、道路特定財源についての素案は、本年08年でありますけれども、平成20年でありますけれども、税の抜本改正時にこれを廃止して、09年度から一般財源化するというふうに明記し、生活者の目線でその一般財源化した財源の使い方を見直すとしたところであります。

次に、今国会におきまして、地方議会議員の位置付けの明確化に関わりまして、明確化についての審議がされておりましたけれども、地方自治法の一部改正につきまして、先週6月10日に衆議院議員本会議で可決され、翌日の6月11日に参議院本会議で可決、成立いたしました。この地方自治法の改正につきましては、現在、皆様方議会議員におかれましては、住民の負託に応え幅広い活動を行っておられますけれども、地方分権改革の進展等によりまして、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、議員の果たすべき役割と責任は益々重要となっておりまして、これを反映して、議会議員に求められる活動領域も拡大してきているところであります。このような状況の中で、今回の地方自治法の一部を改正する法律につきましては、普通地方公共団体における議会議員の日々の活動実態等を踏まえ、議員活動の範囲を明確化するなどの規定が整備されました。

具体的には、この議会の全員協議会、あるいは各会派の委員会等など、議会運営に必要な不可欠なものが議会活動の一環、公務として行えるように改めたことによりまして、これらが正規の議会活動として位置付けられたということでもあります。

また、報酬につきましても、これまで非常勤特別職の報酬と同じように、一括して報酬でありましたけれども、今回の改正によりまして、議員の報酬につきましては、議員報酬という名前に改定されたところであります。現在、今回行われました地方自治法の一部改正に伴います町の関係条例整備につきましては、関係課におきまして検討を進めているところでございまして、現行条例等における一部改正等が必要な場合におきましては、次期議会本会議において、これをお示しし、ご審議をいただくことになるというふうに思っております。

次に7月の1日は、今年で7回目となります「玖珠町環境保全の日」であります。例年7月1日に玖珠川河川敷き周辺の清掃活動を行ってございましたけれども、今年からは、より多くの町民の皆様や関係団体の方々が参加しやすいように、7月の第1日曜日に実施することといたしました。今年は7月6日、これが第1日曜日でありますけれども、7月6日に、8時30分からJA玖珠九重本庁舎前の玖珠川河川敷き周辺の清掃作業の実施を計画いたしております、玖珠町議会をはじめ、町内各種機関、団体、企業から多くの参加者が見込まれるところであります。好天に恵まれて円滑に作業ができることを願っている次第であります。

最後になりますけれども、気象庁は、6月10日、山口県を含む九州北部地方が梅雨入りしたとみられると発表いたしました。昨年より3日早く、平年より5日遅い梅雨入りとなったところであります。現在のところ、梅雨前線が九州南部に停滞しており、断続的な雨模様となっております。しかしながら、梅雨入りと同時に、県内は活発な梅雨前線の影響で、12日未明まで大雨となりまして、県中部と西部では大雨警報が発せられ、降り始めからの雨量は、玖珠で140.5mmとなったところであります。お隣の九重町では、残念ながら11日、午後11時過ぎに裏山が崩れまして土砂が住宅を直撃し、お一人の方が亡くなるという災害が発生いたしました。この時期は、時として集中豪雨に見舞われることがありまして、まさに油断は禁物でありまして、この地震を含め、突然の災害に対しては、防災に対しまして万全の備えをしたいというふうに考えているところであります。

先の岩手宮城内陸地震につきましてですけれども、今朝、福田首相は、今朝午前中でありましてけれども、被災地を視察するという報道もなされております。人命救助などに追われる地元自治体などへの配慮から、視察を見合わせていたようでありましてけれども、地震発生から5日目の現地視察ということになったようであります。今回の地震によりまして、岩手宮城内陸地震でありますけれども、数多い人命が亡くなっておられます。被災者のご冥福をお祈り申し上げるとともに、現在もなお、一生懸命救助活動等に奔走されておられます多くの方々に、その努力に対して心から敬意を表したいというふうに思います。

さて、現在も、先ほども申しましたように、現在は梅雨入りでございます。梅雨の最中でございます。梅雨という字は、元々カビが生える雨というふうに書いてたようでありましてけれども、健康には、十分ご留意のうえ、議員各位におかれましては、引き続き町政の発展のためにご活躍されますよう、心からお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成20年第2回本定例会に上程されました各議案など、慎重なる審議審査の結果、いずれも適切な結論を得ましたことを感謝申し上げます。

さて、来る8月31日に実施されます玖珠町長選挙も、地域振興と住みたくなるまちづくりに向かって、最も身近な大切な選挙であります。町民の賢明な判断を期待するところであります。私ども議会も力を合わせ、町民の負託に応えるべく努力してまいりたいと思います。

梅雨が過ぎると猛暑が続くと思いますが、町長並びに執行部の皆さん、そして議員各位とも健康に

留意されましてご活躍くださいますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成20年第2回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月18日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員